

## 1 見直しの趣旨

日光杉並木街道は、特別史跡・特別天然記念物の指定を受けている貴重な文化遺産であり、栃木県や関係機関は、「日光杉並木街道保存管理計画」（以下「保存管理計画」という。）に基づき保護対策に取り組んでいる。

現在の保存管理計画は、平成4年3月に策定したものであり、日光杉並木街道保護を取り巻く状況は、計画策定当時とは変化してきている。

このため、現状の課題等を整理し、今後の保存・活用施策を計画的に実施していくため、保存管理計画の見直しを行う。

## 2 主な見直し内容

### (1) B地域の取扱い

これまでは、保護効果が十分期待される地域であるA地域について、並木敷の両外側の官民境から概ね20mまでの範囲を追加指定の対象としてきた。

B地域においても官民境から概ね20mの範囲は、保全地域として現状変更等の許可方針に基づき規制の対象とされているが、A地域より一段弱い規制となっている。そのため、B地域においては、開発による樹根への影響が問題となっている。

そこで、開発をあらかじめ防ぐことによって樹根を保護していくため、B地域についてもA地域と同様、追加指定の対象とするとともに、開発行為が制限されることの代償措置として公有地化を実施する。

### (2) 安全対策（日常管理）

倒木や落枝による住家や通行車両への被害が懸念されており、特に台風や強風により毎年複数の杉が倒木している。そのため、平成27年度から4年間で実施している緊急調査（個々の杉の倒木危険度・樹勢衰退度の評価）の結果に基づき、杉の所有者である東照宮により、被害防止のための安全対策（日常管理）を実施する。

また、交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝を県（日光市）の許可で伐採できるよう、「管理のための計画」を策定し、伐採の考え方を明記する。

### (3) 後継木対策

文化財として指定されている「並木」を将来にわたり保存していくためには、後継木を補植していく必要がある。過去の補植木が、成長してから古木の樹勢を貶めているケースもみられるため、専門家の意見を踏まえ、補植の場所等を熟慮した上で、補植を実施していく。

### (4) 街道復元

道路敷及び附帯文化遺産を往時の姿に戻すことは、史跡としての観点、天然記念物としての観点、文化財の活用の観点から、日光杉並木街道として杉並木と一体的に価値を高めるものである。バイパス整備の進捗により環境が整いつつあるが、財源の確保、実施体制などが課題となっている。現在、街道復元等検討会議の中で復元構想（対象地域、活用方法など）を検討中である。

## 3 その他

文化財保護は保存と活用で成り立っているため、名称を「保存管理計画」から「保存活用計画」に変更する。

# 日光杉並木街道保存活用計画 目次案

## I 日光杉並木街道の概要

## II 保存活用計画の策定

- (1) 背景
- (2) 目的

## III 日光杉並木街道の保存・活用における現状と課題

- (1) 現状
- (2) 課題

## IV 保存活用計画の基本方針

- (1) 文化財としての日光杉並木街道の保存・活用方針
- (2) 関係機関の連携

## V 日光杉並木街道の保存・活用施策

### 1 保存・活用施策体系

### 2 杉並木の管理

- (1) 保護対象地域
- (2) 保存のための地域区分
- (3) 現状変更（開発行為）等の制限等
- (4) 保存の推進

### 3 杉並木の維持更新

- (1) 並木杉の保育
- (2) 生育環境の整備
- (3) 道路、都市計画との調整

### 4 杉並木の活用

- (1) 日光杉並木街道活用のための整備
- (2) 普及・啓発活動の推進

### 5 管理体制の確立

- (1) 施策の役割分担
- (2) 施策の推進機能
- (3) 施策進行上の確認機能
- (4) 保存活用計画の期間

## ※資料編

# 日光杉並木街道保存活用計画骨子

## I 日光杉並木街道の概要

## II 保存活用計画の策定

### (1) 背景

現在の保存管理計画は、平成4年3月に策定したものであり、日光杉並木街道保護を取り巻く状況は、計画策定当時とは変化してきている。

現状の課題等を整理し、今後の保存・活用施策を計画的に実施していくため、保存管理計画の見直しを行う。

### (2) 目的

保存活用計画の基本方針に基づき、日光杉並木街道の保存と活用について、多様な関係機関と連携しながら、具体的な施策を展開することにより、文化財としての価値を次世代に継承していくことを目的とする。

## III 日光杉並木街道の保存・活用における現状と課題

### (1) 現状（平成28年度末現在）

#### ①並木杉現存数

・12,298本

#### ②樹勢回復事業

・木柵工法	(整備) 12,978m	(改修) 3,847m	ポカラ工法	219m	
・客土吹付工	843m	客土工	697㎡	踏込防止	696m
・隣接木対策	51,900㎡	支障木伐採工		28,800㎡	

#### ③保護用地公有地化

・取得面積 332,877㎡（公有化率45.0%）

#### ④バイパスの整備に伴う通行止め区間

・国道119号：大沢工区(L=0.9km)、リフレッシュマイロード(L=3.5km)  
・国道121号：明神～板橋(L=1.0km)

### (2) 課題

#### ①公有地化対象地域の見直し

官民境から概ね20mの範囲は、保全地域として現状変更等の規制の対象であるが、B地域においては、A地域より一段弱い規制となっているため、開発による樹根への影響が懸念されており、公有地化対象地域の見直しが課題となっている。

#### ②倒木等による事故の未然防止と安全対策

倒木や落枝による住家や通行車両への被害が懸念されており、特に台風や強風により毎年複数の杉が倒木している。また、交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝の伐採など、被害の未然防止のための安全対策が課題となっている。

#### ③杉並木の更新・補植の検討

樹幹の空洞化・腐食化など、杉自体の老化現象が進んでいる中、文化財として指定されている「並木」を将来にわたり保存していくためには、後継木に関する具体的な検討を行う必要がある。

#### ④街道復元構想の検討

道路敷及び附帯文化遺産を往時の姿に戻すことは、日光杉並木街道として杉並木と一体的に価値を高めるものである。バイパス整備の進捗により環境が整いつつあるが、財源の確保、実施体制などが課題となっている。

### IV 保存活用計画の基本方針

#### (1) 文化財としての日光杉並木街道の保存・活用方針

特別史跡・特別天然記念物の指定を受けている貴重な文化遺産である「日光杉並木街道」を将来にわたり、守り引き継いでいくことが基本となる。また、文化財としての価値を高め、その魅力を国内外に発信していくため、整備・活用の取組を積極的に展開していくことが必要である。

そのため、これまでの取組を検証しながら、新たな課題にも対応できるよう、以下の施策を中心に、日光杉並木街道の保存・活用を進めていくこととする。

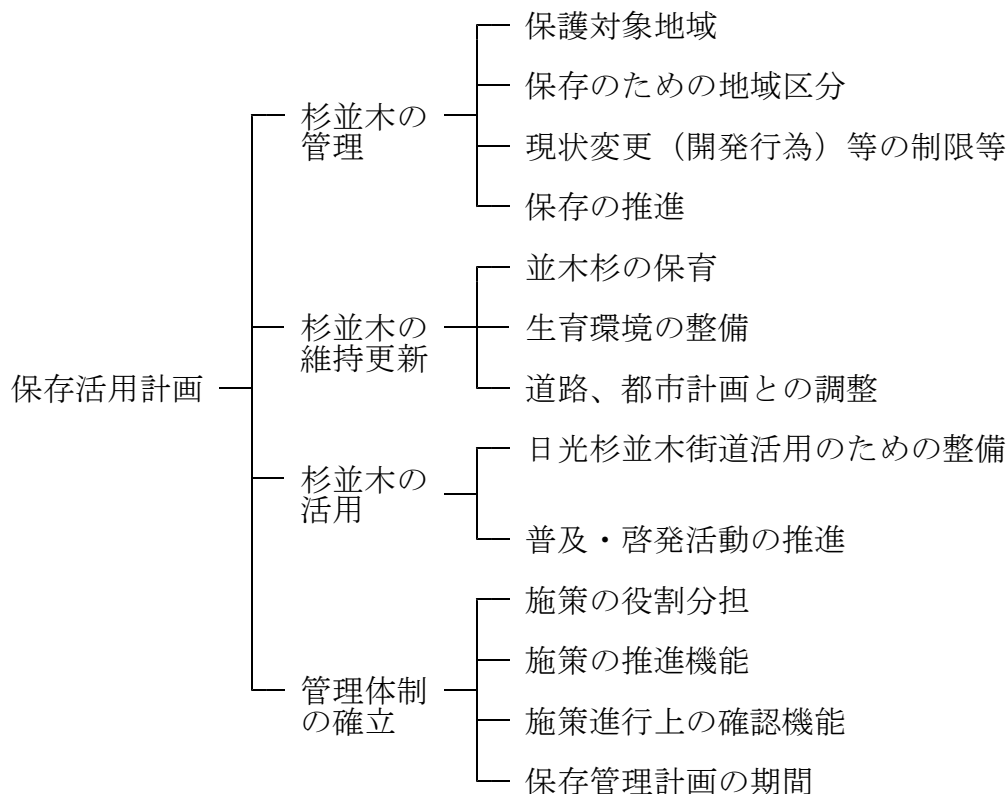
- ①杉並木の管理のための施策
- ②杉並木の維持更新のための施策
- ③杉並木の活用のための施策
- ④管理体制の確立のための施策

#### (2) 関係機関の連携

保存活用計画を実効あるものとするため、役割分担を明確にするとともに、関係機関が連携しながら、各施策を着実に執行していくこととする。

### V 日光杉並木街道の保存・活用施策

#### 1 保存・活用施策体系



## 2 杉並木の管理

### (1) 保護対象地域

#### 【地域区分】

- 指定地域・・・特別史跡・特別天然記念物としての指定地及び追加指定された地域
- 保全地域・・・現在道路として使用している地域（街道内の道路及び進入路）  
樹根保護のため必要な地域（街道両側概ね20mの範囲）

### (2) 保存のための地域区分

保護の必要性と効果度、利用（活用）の見込みをまず考慮し、併せて都市計画、道路状況と今後の見通し、住宅等の密集状況、後背地の土地利用状況等を総合的に勘案

#### 【地域区分】

- A地域・・・隣接環境の良好な状態を保持し、保護効果が十分期待される地域
- B地域・・・A地域に準じた保護を必要とする地域
- C地域・・・保護は現状維持にとどめる地域

#### 【B地域からA地域への移行】

- ・並木杉の現存状態、後背地の土地利用状況等により地域区分の見直し（特にB地域において環境・景観の良い地域等保護効果が将来期待できる地域はA地域への移行）を検討

#### 【B地域における隣接地の追加指定・公有地化の実施】

- ・B地域においても、杉の樹勢保護のため、土地所有者（住宅所有者）の承諾を得た上で、追加指定（公有地化）を実施（更地等は積極的に追加指定を推進）【新規】

### (3) 現状変更（開発行為）等の制限等

#### 【保全地域における現状変更等協議のあり方】

- ・保全地域における現状変更等協議の判断基準は、現保存管理計画のとおり
- ・隣接地住民から住宅建替え等に係る協議・相談があった場合で、やむを得ないと認められるときは、現行の取扱方針に基づき許可

#### 【許可取扱方針の再検討】

- ・交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝を県（日光市）の許可で伐採できるよう、「管理のための計画」を策定し、伐採の考え方を明記【新規】

#### 【不法占用物件等への対応】

- ・現行の対策（3年ごとに関係機関合同で、現地調査・移転指導を実施）を継続
- ・「日光市空家等の適正管理に関する条例」等による対策が可能な物件については、市と県が連携して対応【新規】
- ・公営住宅等への斡旋を実施【新規】

### (4) 保存の推進

#### 【追加指定、公有地化のあり方】

- ・B地域において、土地所有者（住宅所有者）の承諾を得た上で、追加指定（公有地化）を実施（再掲）
- ・地域区分、周辺環境及び樹勢状況等を考慮の上、追加指定（公有地化）の実施箇所を選定
- ・追加指定（公有地化）における優先順位を設定（地域区分、開発可能性、買上げ希望の有無など）【新規】

### 3 杉並木の維持更新

#### (1) 並木杉の保育

##### ①樹勢回復事業

###### 【今後の樹勢回復事業のあり方】

- ・ 3街道とも樹勢衰退度は増加しているものの、日光街道を中心に、抑制されている区間も見受けられることから、引き続き樹勢回復事業を行うとともに、その効果を検証
- ・ 樹勢回復事業の一環として、定期的に毎木調査を実施  
(実施スパンは専門家の意見を参考に検討)

##### ②安全対策

###### 【指定木の伐採及びワイヤー架け等】

- ・ 指定木の伐採及びワイヤー架け等には現状変更許可が必要だが、「管理のための計画」を策定し、文化庁から権限委譲を得ることで手続きが簡素化できるので、保存活用計画へ明記【新規】

###### 【指定木の枝の対応】

- ・ 交通へ影響を及ぼしたり、通行の支障・妨げとなる枝を県（日光市）の許可で伐採できるよう、「管理のための計画」を策定し、伐採の考え方を明記（再掲）
- ・ 枯れ枝及び折れ枝の伐採は維持の措置に該当するため、現状変更許可なしで切断可能

###### 【事故の未然防止のための通行規制】

- ・ 事故の未然防止のための通行規制や避難勧告について、客観的なデータがない現状においては困難  
→倒木時のデータ（風向き、風速、積雪など）の蓄積や分析により、基準づくりの可能性を今後検討【新規】

###### 【注意喚起のための看板設置】

- ・ 倒木による車両事故の未然防止のため、東照宮・県（・日光市）の連名で注意喚起の看板を設置【新規】

###### 【落雷等による杉の延焼】

- ・ 落雷等による杉の延焼発生時に、現場で迅速かつ柔軟な対応ができるよう、消火の方法及び手順等を整理【新規】

##### ③後継木対策【新規】

###### 【補植の考え方】

- ・ 専門家の意見を踏まえ、補植木（後継木）のあり方を整理し、補植されている木の間伐や後継木の育成を実施
- ・ 専門家の意見を踏まえ、どうしたら後継木が育つか、指定木の生育を阻害しないかについて検討した上、補植の適地を選定

###### 【指定木の基準】

- ・ 指定木は、江戸時代往時に植樹された杉を基準  
→現時点では、東照宮及び県が保有する日光杉並木台帳に登録された杉を基準

###### 【指定木の管理上の優先度】

- ・ 指定木の管理は、樹勢の状況や将来的な保存可能性を考慮の上、原則として江戸時代往時に植樹された杉の保存を優先

## (2) 生育環境の整備

### ① 下草刈りや清掃の定期的実施

- ・杉並木街道保護ボランティアである「杉の並木守」を養成し、定期的に清掃や除草作業を実施
- ・社会貢献活動の一環として、企業にも清掃活動の実施を呼びかけ

### ② 並木杉を保護するための防護柵の改修

- ・杉の樹根等への車両の乗り上げや接触を防ぎ、また、交通安全の確保のために設置した防護柵（木柵）のうち、腐食等が激しい木柵については、順次改修を実施

### ③ 並木杉隣接住宅等への防火対策

- ・地域住民の防火意識の高揚を今後とも図っていくことで、日光杉並木街道に隣接する住宅等の防火対策を推進

## (3) 道路、都市計画との調整

### 【バイパス・側道の整備】

- ・車両の振動や排気ガスなど、杉への影響を解消していくため、引き続きバイパスの整備を推し進めるとともに、住民の理解が得られた区間については、車両通行の制限・排除を実施
- ・街道内の通行を制限・排除していくため、県と日光市がバイパス整備との連携や情報共有を図り、必要な箇所においては、側道及びバイパスへの連絡道路の整備を推進

## 4 杉並木の活用

### (1) 日光杉並木街道活用のための整備

#### ① 街道復元

##### 【街道復元構想の検討】

- ・街道復元の対象地域として通行止めした箇所から選定の上、周辺環境等に応じた活用方策について、街道復元構想として検討

#### ② 保護用地の活用

##### 【活用方法の検討】

- ・「日光杉並木街道保護用地整備構想（平成15年2月）」の考え方にに基づき、保護用地活用全体計画のゾーン区分を参考に、土壤改良や園路の設置など、現況に応じた具体的な活用方法を検討【新規】
- ・活用方法に応じて、街道復元構想とも連携した整備手法を検討

#### ③ 観光資源としての活用

##### 【遊歩道の整備】

- ・岡道を利用した遊歩道を整備する場合は、現状変更等の取扱いの範囲で対応

##### 【説明板の整備】

- ・老朽化した説明板について、関係機関において事前に協議の上、構造や規格等の統一を図りながら更新を推進

### (2) 普及・啓発活動の推進

#### 【管理連絡所の廃止】

- ・杉並木に関する住民相談は、日光市役所で随時受け付けているため、日光市役所にて月1回設置する管理連絡所を廃止【新規】

**【イベント等における活用】**

- ・日光市歴史民俗資料館を杉並木に関する各種イベント（クリーン作戦等）や観光ガイド等において紹介【新規】  
→観光客や地域住民が杉並木に関わる歴史と文化を学習するビジターセンターとして活用

**【住民参加の促進】**

- ・地元の小中学校等における清掃活動や日光市で行う杉並木を教材とした出前講座への参加などにより、杉並木保護への理解を促進

## 5 管理体制の確立

(1) 施策の役割分担

**【役割分担】**

- ・各関係機関の役割分担の再整理・明確化により、協力体制を推進・強化

(2) 施策の推進機能

**【推進体制】**

- ・保護対策連絡協議会をはじめ、各種会議が多数存在していることから、会議の整理・統合により、推進機能を強化【新規】

(3) 施策進行上の確認機能

**【各種施策の進行状況の確認】**

- ・タイムスケジュールを作成し、各種保護施策の進捗状況を把握
- ・学識経験者や関係機関で構成される会議において進行状況を報告  
→当該会議により進行状況をチェック

(4) 保存活用計画の期間

**【計画内容の見直し】**

- ・樹勢に関する調査（毎木調査等）と合わせて、見直し時期を検討【新規】